

新型コロナウイルス感染症の影響に係る支援制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて国の緊急経済対策や経済的な支援制度について簡単にまとめましたので参考にしてください。

お知らせ項目

1.個人、家庭向けの支援制度

- ①特別定額給付金
- ②子育て世帯臨時特別交付金
- ③その他、税の徴収猶予や減免・免除

2.中小企業等への経済支援制度

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
- ②新型コロナウイルス感染症拡大影響中小企業者支援給付金
- ③大河原町中小企業振興資金融資に係る利子補給
- ④資金繰り等さまざまな支援
- ⑤税の徴収猶予や軽減措置

1.個人、家庭向けの支援制度

①特別定額給付金

◆特別定額給付金とは

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく、家計への支援です。
- ・基準日（令和2年4月27日）に町の住民基本台帳に登録されているかたが対象
- ・受給権者は、その者の属する世帯主のかた
- ・給付金は対象者1人につき10万円

◆申請等

- ・申請書は郵便で世帯主あてに送付されます。
- ・申請受付は5月19日(火)から8月18日(火)までとなります。
- ・マイナンバーカードをお持ちのかたは、オンライン申請ができます。

◆給付金給付

- ・申請書に記入された指定銀行口座に振り込まれます。

※詳しくは、町ホームページ又は5月15日号の「おしらせばん」をご覧ください。

問合せ先 大河原町特別定額給付金係（企画財政課内）☎0224-87-7970（直通）

②子育て世帯臨時特別給付金

◆子育て世帯臨時特別給付金とは

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活支援です。

◆支給対象者及び支給対象児童

- ・令和2年3・4月分の児童手当の支給を受けるかた
- ・支給対象児童は、令和2年3・4月分の児童手当の対象となる児童

◆申請

- ・申請は不要（4月分の児童手当を支給する口座に振り込みます。）
- ・公務員のかたは申請が必要です。詳細については、所属先または下記にお問い合わせください。

◆支給金額及び支給予定日

- ・対象児童1人1万円
- ・支給日は、6月10日頃

問合せ先 子ども家庭課児童福祉係（3階⑨番窓口）☎0224-53-2251

③その他、税の徴収猶予や減免・免除

徴収猶予等

支援メニュー	支援額等	支援対象	相談窓口
国税（所得税、法人税など）の納税猶予	最長1年間の納税猶予（無担保、延滞税なし）	①2月以降の任意の1月において、収入が前年同月に比し概ね▲20%以上のもの ②一時に納税を行うのが困難であること	大河原税務署 ☎0224-52-2202
町税の徴収猶予	最長1年間の徴収猶予（無担保、延滞金なし）	①2月以降の任意の1月において、収入が前年同月に比し概ね▲20%以上のもの ②一時に納税を行うのが困難であること	税務課収納係 ☎0224-53-2113
厚生年金保険料等の猶予制度	1年間の納付猶予（無担保、延滞金なし）	2月以降の任意の1月において、収入が前年同月に比し▲20%以上のもの	大河原年金事務所 ☎0224-51-3111

減免・免除

支援メニュー	支援額等	支援対象	相談窓口
国民健康保険税の減免	令和2年2月分～令和3年3月分の保険税	現在調整中 ※議会での条例議決が必要	税務課課税係 ☎0224-53-2113
介護保険料の減免	令和2年2月分～令和3年3月分の保険料	現在調整中 ※議会での条例議決が必要	福祉課介護保険係 ☎0224-53-2115
国民年金保険料免除等臨時特例措置（学生納付特例もあります）	令和2年2月分～全額免除、一部免除、納付猶予	令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したかた（審査には所得申立書の記入が必要になります）	健康推進課国民年金係 ☎0224-51-8623 大河原年金事務所 ☎0224-51-3111

個人向け緊急小口資金融資等の特例

支援メニュー	対象者	支援額	相談窓口
緊急小口資金（コロナ特例）	休業等により収入の減少があり緊急かつ一時的に貸付を必要とする世帯	学校等による休業、個人事業主等の特例：20万円以内 その他：10万円以内	町社会福祉協議会 ☎0224-53-0294
総合支援資金（コロナ特例）	収入の減少や失業等により、生活に困窮している世帯	貸付期間：3か月以内 2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内	町社会福祉協議会 ☎0224-53-0294

3歳6か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、すくすく相談の再開について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期及び中止しておりました一部の健康診査及び相談事業について、感染症予防に十分配慮した上で5月から再開することとしました。下表の健康診査は母子保健法の法定健康診査ですので、優先的に実施します。受付時間の分割や内容縮小等の対策をとり実施しますので、詳細は個別通知をご確認ください。

事業名	実施日	その他
3歳6か月児健康診査	6月4日(木)	対象者へ個別通知しますので、受付時間等、必ずご確認ください
1歳6か月児健康診査	5月28日(木) 6月25日(木)	

事業名	実施日	対象者	その他
すくすく相談	5月27日(木)	妊産婦・乳幼児の保護者	電話での予約が必要です 申込時に時間をお伝えします
	6月23日(火)		

場 所 保健センター

問 合 先 健康推進課健康推進係（1階④番窓口）☎0224-51-8623

2. 中小企業等への経済支援制度

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【受付開始】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月25日から5月6日までの間、宮城県からの施設の使用停止、食事提供施設の営業時間かつ酒類提供時間の短縮の要請・依頼を受け、全面的に協力した町内中小事業者（大企業を除く）に対し県・町から協力金を支給します。

※対象要件・対象施設は宮城県のホームページで確認願います。

協力金 30万円（1事業者1申請。複数対象事業所がある場合は、全ての事業所が要件を満たした場合に1申請になります）

② 新型コロナウイルス感染症拡大影響中小企業者支援給付金 【受付開始】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営の安定に支障を来している中小企業者に経営及び雇用の持続を緊急的に支援するため、中小企業者に給付金を支給する町独自の支援です。

対象者

町内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）で、令和2年4月7日から5月6日の事業収入が前年4月事業収入と比較し20%以上減少したもの。個人事業者においては、令和元年の全収入の2分の1以上が事業収入であるもの。大企業および上記新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金受給者を除きます。

支援給付金

10万円（1事業者1申請。町内に複数事業所がある場合は、合算した事業収入により対象要件を備えた場合に1申請になります）

①及び②の申請

町ホームページから申請書等をダウンロードし作成。（ダウンロードできない方は商工観光課で入手）申請書に必要な書類を添付し、切手を貼って町役場商工観光課（〒989-1295 大河原町字新南19）まで郵送願います。

申請受付期間

令和2年5月15日(金)から8月31日(月)まで

③ 大河原町中小企業振興資金融資に係る利子補給

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者支援として、町制度の中小企業振興資金融資の返済時の支払利子に対して利子補給金を交付します。

対象者 中小企業振興資金融資を受けているかた、これから融資申請をするかた

補給期間 令和2年6月から令和3年3月まで

申請等 現在融資を受けている方には利子補給金交付申請書を送付していますので、5月中旬に申請してください。

※上記①～③の事業者支援の詳細は、町ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」をご覧ください。

問合せ先 商工観光課商工観光係（3階⑤番窓口） ☎0224-53-2659

④ 資金繰り等さまざまな支援

資金繰り支援（民間金融機関における実質無利子・無担保融資）

支援メニュー	対象者 (中小企業・小規模事業者)	利子補給 (利率年1.3%)	保証料補助 (年0.85%)
セーフティネット 保証4号	売上が前年同月に比して▲ 20%で3か月間減少見込み	当初3年間、県で利子補給	全額国補助
セーフティネット 保証5号	対象を全業種に拡大 3か月間の売上が前年同期比 で▲5%（見込み含む）	当初3年間、県で利子補給 売上が▲5%以上の個人事業 主、▲15%以上の小・中規模 事業者に限る	全額国補助⇒売上▲5%以上の 個人事業主、▲15%以上の 小・中規模事業者 1/2国補助⇒売上▲5%以上の 小・中規模事業者
危機関連保証	売上が前年同月に比して▲ 15%以上で3か月間減少見 込み	当初3年間、県で利子補給	全額国補助

・対象限度額3,000万円。償還期間は運転・設備資金10年以内（据置5年以内）

・5月1日より民間金融機関にて取扱開始。お取引のある金融機関にご相談願います。

※その他、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫などが行う各種融資があります。

給付金による支援

支援メニュー	対象：個人事業主～中堅企業	支援額	申請方法
持続化給付金	売上が前年同月比で▲50%以上 (算出方法により年売上50%減少)	法人200万円以内 個人100万円以内	持続化給付金専用サイトから 電子申請

・相談ダイヤル（専用コールセンター） ☎0120-115-570(午前8時30分～午後7時)

補助事業支援

支援メニュー	対象者	支援額	問合せ先
持続化補助金 (コロナ特別対応型)	感染症の影響を乗り越えるために 経営計画を作成して販路開拓等に 取り組む小規模事業者等	感染症関連により売上減少 補助上限100万円 (補助率2/3)	宮城県商工会連合会 ☎022-225-8751 町商工会で相談・受付 ☎0224-53-1260

助成金支給

支援メニュー	対象者	支援内容	相談・担当窓口
雇用調整助成金	事業縮小を余儀なくされ、雇用の維持を図るために休業手当を支給した事業主	休業手当等費用の一部助成 ⇒解雇等しない上乗せ 中小企業4/5⇒9/10 大企業2/3⇒3/4 1人1日8,330円上限	宮城労働局 ハローワーク 相談コールセンター ☎0120-60-3999
小学校等臨時休業に対する保護者の休暇取得支援	年次有給休暇とは別に、子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対して、有給休暇を取得させた事業主	休暇中に支払った賃金相当額 ただし、日額限度8,330円	相談コールセンター ☎0120-60-3999

※助成額などが変更となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください

⑤税の徴収猶予や軽減措置

徴収猶予

支援メニュー	支援額等	支援対象	相談窓口
国税（所得税、法人税など）の納税猶予	最長1年間の納税猶予 (無担保、延滞税なし)	①2月以降の任意の1月において、収入が前年同月に比し概ね▲20%以上のもの ②一時に納税を行うのが困難であること	大河原税務署 ☎0224-52-2202
町税の徴収猶予	最長1年間の徴収猶予 (無担保、延滞金なし)	①2月以降の任意の1月において、収入が前年同月に比し概ね▲20%以上のもの ②一時に納税を行うのが困難であること	税務課収納係 ☎0224-53-2113
厚生年金保険料等の猶予制度	1年間の納付猶予 (無担保、延滞金なし)	2月以降の任意の1月において、収入が前年同月に比し▲20%以上のもの	大河原年金事務所 ☎0224-51-3111

固定資産税及び都市計画税の軽減

対象	対象者	軽減率	問合せ先
・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税 ・事業用家屋に対する都市計画税	2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上が対前年の同期間と比べて ①▲30%～▲50%未満減少した事業者 ②▲50%以上減少した事業者	①1/2軽減 ②全額免除	税務課固定資産税係 ☎0224-53-2113

※本制度は令和3年度課税分に対する軽減措置となります。(議会での条例議決が必要)

「気持ちのつながるマスク箱」を設置します～マスクで表情は見えませんが、やさしいひとみにありがとう!!～
町では、役場庁舎1階ロビーに「気持ちのつながるマスク箱」を設置します。まだまだマスクが不足している現在だからこそ、使われないマスクや手づくりマスク、少しでも分けられるマスクなどを寄付していただきたいのです。

いただいたマスクは、福祉施設や高齢者施設などへつないで行きます。あなたの善意をつないでみませんか!

※未使用、未開封のマスクをお願いします。

※手づくりマスクや端数のマスクは、お手数ですがセロファンなどの袋に入れてください